

【公印省略】

18計第1990号-2

平成19年3月2日

小郡三井医師会会長 殿



福岡県計量検定所長

特定計量器の定期検査の実施について（通 知）

このことについて、糟屋郡、古賀市、朝倉郡、朝倉市、京都郡、行橋市、田川郡、田川市、三井郡、小郡市の特定計量器定期検査を、別添告示のとおり実施いたします。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象となりますので、必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

なお、平成18年度より、ひょう量300kg以下の質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）の検査については、指定定期検査機関である社団法人福岡県計量協会が実施します。ひょう量300kg超の質量計については、従来通り福岡県計量検定所が実施します。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



福岡県告示第407号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成19年2月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

社団法人福岡県計量協会

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
(ア) 非自動はかり ((イ)に掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	19年 4月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	めくばーる館	筑前町
	19年 4月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	
	19年 4月4日	10:00～12:00 13:00～15:00		
	19年 4月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	19年 4月6日	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	
	19年 4月9日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅バサロ	朝倉市
	19年 4月10日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A筑前あさくら志波支店	
	19年 4月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A筑前あさくら杷木支店	
	19年 4月12日	10:30～12:00 13:00～15:00	J A筑前あさくら高木支店	
	19年 4月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	
	19年 4月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	秋月BATABATA市場	
	19年 4月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	
	19年 4月18日	10:00～12:00 13:00～15:00		
	19年 4月19日	10:00～12:00 13:00～15:00		
	19年 4月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	大刀洗町役場	大刀洗町
	19年 4月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館	小郡市
	19年 4月25日	10:00～12:00 13:00～15:00		
		19年 4月26日から 19年 7月25日まで	左欄の間に行う検査については、朝倉郡各町、三井郡各町、朝倉市及び小郡市と協議の上、指示する。	
(イ) ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が 6,000を超えるものの検査	19年 4月26日から 19年 6月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年4月26日から 19年7月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市

2 ひょう量が300kgを超える非自動はかり、分銅及びおもりの検査

(1) 実施機関

福岡県計量検定所

(2) 検査日時及び会場

ア 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年4月26日から 19年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市

イ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によりアの検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	19年4月26日から 19年7月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市

指定定期検査機関について

指定定期検査機関とは、都道府県知事又は特定市町村の長が、知事等の権限である定期検査の検査業務について民間活用を図るために指定した、検査業務の全部又は一部を行わせる機関のことです。

福岡県では、社団法人福岡県計量協会を指定定期検査機関に指定し、能力が 300kg 以下の質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）の検査を委託しました。

※ 能力が 300kg 超の質量計の検査は従来通り、福岡県（福岡県計量検定所）が実施します

指定定期検査機関、定期検査（能力 300kg 以下の質量計の検査）に関する事項については、下記にご連絡下さい

社団法人福岡県計量協会（指定定期検査機関）

事務局

〒 811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈 188-2

TEL&FAX 092-939-2912

福岡県告示第407号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、次のように指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第2項の規定により公示する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称
社団法人福岡県計量協会
- 2 所在地
糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
- 3 定期検査を行う地域
福岡県全域（福岡市、北九州市及び久留米市を除く）
- 4 定期検査を行う特定計量器の種類
質量計（ひょう量が300 kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり）
- 5 指定日
平成18年2月3日
- 6 業務を開始する日
平成18年4月1日

1 定期検査の区分及び受検方法

①指定定期検査機関が行う検査（ひょう量が300kg以下の質量計）

(1)集合検査

県公報で期日の1月前までに告示した日時・場所に受検者が計量器を持ち込んで、検査を行う方法です。

(2)所在場所検査

特定計量器の質量又は体積が大きいため運搬等が困難だと判断できる場合の検査方法です。
(検定検査規則第39条1号から4号)

(3)個別巡回検査

目量の数値が6000を超える高精度計量器は、別途検査日程を調整後、使用場所にて検査を行います。

②県知事が行う検査（ひょう量が300kgを超える質量計）

(1)持込検査

福岡県計量検定所に計量器を持ち込んで検査を行う方法です。

(2)所在場所検査

トラックスケール等、移動できない又は運搬が著しく困難等で、県が指定した検査場所へ持ち込むことができない場合に計量器の所在の場所で検査を行う方法です。

③計量士による代検査

県に届出を行った計量士が、実施時期の1年前から検査を実施し、受検者が「定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書」を県に提出することにより、県又は指定定期検査機関が行う定期検査が免除されます。

④指定日以外の検査

病気、旅行等で公示された期日に受検できない旨の届出があった場合は、届出があった日から1カ月以内の期間に告示で指定した期間に検査を受けることができます。

2 定期検査の手数料

定期検査を受検するためには手数料が必要です。（福岡県条例第26号）
指定定期検査機関の定期検査についても県と同額です。

3 罰則規定

取引又は証明に使用している計量器は、必ず定期検査を受検する義務があります。

なお、検査を受けないで使用すると法第19条違反として50万円以下の罰金に処すると定められています。（法第173条）

また、定期検査に不合格となり検定証印等の除去された計量器を取引・証明に使用したり、使用の目的で所持していると法第16条第1項違反として6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し又はこれを併科すると定められています。（法第172条）

資料5 特定計量器定期検査手数料表

福岡県の定期検査条例手数料表 (指定定期検査機関も同額)

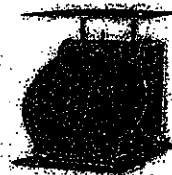
特定計量器の種類	能力 (ひょう量)	検査手数料 (円)
①検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1t以下のもの	100kg以下	1,400
	250kg以下	1,800
	500kg以下	2,200
	500kg超	3,100
②棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるもの		250
棒はかり、手はかり		
①②に掲げるもの以外のもの	100kg以下	500
	250kg以下	900
	500kg以下	1,500
	1t以下	2,100
	2t以下	3,700
	5t以下	6,900
	10t以下	10,700
	20t以下	15,000
	30t以下	19,100
	40t以下	21,600
	50t以下	29,800
	50t超	51,200
分銅及びおもり		10

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額となります。

※ 所在場所検査の場合、職員旅費等が別途必要になります。

(手数料は、はかりのひょう量により幅があります)

指示はかり
ひょう量が300kg以下のもの
500~1,500円

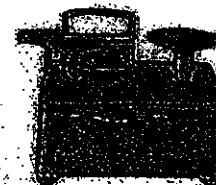


手はかり
250円



手動指示併用はかり
500円

全量が300kg以下かつ10kg



光電式はかり
1,400円

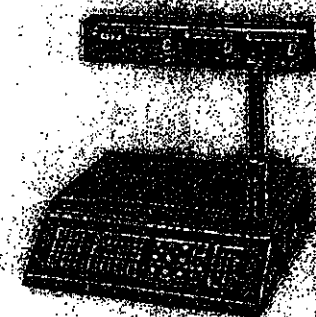


手動てんびん
500~1,000円

全量が300kg以下かつ10kg



電光指示併用はかり
1,400~2,800円



手動指示併用はかり
500円

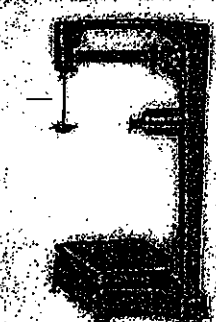


台手動はかり

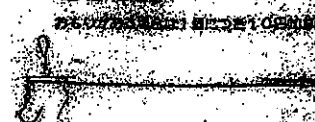
ひょう量が300kg以下のもの

500~1,500円

全量が300kg以下かつ10kg



棒はかり
250円



手動指示併用はかり
500円

